



厚生労働省岩手労働局発表
令和元年8月30日(金)

【照会先】
岩手労働局職業安定部職業安定課
課長 鈴木 強 司
需給調整事業室長 菅原 光 浩
電話 019-604-3004

報道関係者 各位

平成30年改正労働者派遣法が令和2年4月1日から施行されます

～改正派遣法の説明会を開催します～

～派遣元事業所や派遣労働者からの相談窓口を開設します～

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(平成30年法律第71号)による改正後の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」(昭和60年法律第88号)(以下、「平成30年改正労働者派遣法」という。)により、派遣元事業主は、派遣労働者の公正な待遇を確保するため、派遣先に雇用される通常の労働者との間で不合理な待遇の禁止等に係る措置を講じること等とされ、令和2年4月1日から施行されます。

本施行に向け、派遣先事業所及び派遣元事業所を対象に、県内3会場(5回)で説明会を開催します。

また、派遣元事業所や派遣労働者からの相談に対応するための相談窓口を、岩手労働局職業安定部内に9月2日(月)から開設します。

1 働き方改革関連法(平成30年改正労働者派遣法)説明会

(1)日時等

【派遣先事業所対象】

- ① 宮古会場 令和元年9月20日(金) 13:30～15:00
宮古市体育館(シーアリーナ)大会議室(宮古市小山田二丁目1-1)
- ② 北上会場 令和元年9月27日(金) 10:30～12:00
さくらホール 小ホール(北上市さくら通り2-1-1)
- ③ 盛岡会場 令和元年9月30日(月) 10:30～12:00
アイーナ 会議室803(盛岡市盛岡駅西通1-7-1)

【派遣元事業所対象】

- ① 北上会場 令和元年9月27日(金) 13:30～16:00
さくらホール 小ホール(北上市さくら通り2-1-1)

② 盛岡会場 令和元年9月30日(月) 13:30~16:00
アイーナ 会議室803(盛岡市盛岡駅西通1-7-1)

- (2)主 催 岩手労働局 (参加問合せ先:需給調整事業室 019-604-3004)
- (3)説明者 岩手労働局職業安定部職業安定課需給調整事業室長 菅原 光浩
岩手労働局職業安定部職業安定課需給調整事業室 需給調整指導官 佐藤 貞治
- (4)出席者 派遣先事業主(派遣先責任者)、派遣元事業主(派遣元責任者)、関係者等
- (5)内 容 ① 平成30年改正労働者派遣法の概要
② 不合理な待遇差を解消するための、実務の流れ
※派遣先事業所と派遣元事業所への説明内容は違います。
- (6)その他 当日、来場しての写真・ビデオの撮影による取材も可能です。

2 派遣労働者の均等・均衡待遇に係る特別相談窓口の設置

- (1)名 称 「岩手労働局 派遣労働者の均等・均衡待遇に係る特別相談窓口」
- (2)設置場所 岩手労働局職業安定部職業安定課需給調整事業室
- (3)設 置 日 令和元年9月2日(月)
- (4)対 象 者 派遣労働者、派遣先事業主、派遣元事業主等
- (5)相談内容 労働者派遣制度における雇用形態に関わらない公正な待遇の確保に係る相談に関すること。